

福岡地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 開催日時

平成23年2月22日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

山口幸雄委員長，藤井亮子副委員長，井上裕之委員，上野茂伸委員，瓦林達比古委員，岸秀光委員，佐木隆三委員，作間功委員，新開玉子委員，谷口真紀委員，中芝督人委員，林優委員，松下潔委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

藤田正人裁判官，河副晋一事務局長，森中信三民事首席書記官，熊谷敏之刑事首席書記官

（福岡簡易裁判所）

村上了三首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

黒岩康彦総務課長，惠本学総務課専門官

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 民事訴訟の審理に関する新福岡プラクティスについて

（藤田正人裁判官から別紙1に基づき新福岡プラクティスの概要説明）

○ 民事訴訟事件の質の多様化が進み，専門性が高まるという状況の中で，訴訟を効率的に処理していくことは難しいのではないか。新福岡プラクティスは，一見すると，矛盾する取組ではないかといった印象を受ける。

◇ 複雑な事件や専門性が高い事件と，類型的な事件や当事者が迅速な解決を

希望する事件を早い段階で振り分け、前者については、争点整理を充実させたり、専門委員を活用するなどしてある程度時間をかけて審理する必要があるが、これに対して、後者については、迅速トラックを利用してもらうなどして短期間のうちに効率的に審理を行うなど、事件の内容によって、審理にメリハリを付け、限られたマンパワーを効率的に使おうとするものである。

○ これまでの審理の流れは、新福岡プラクティスとは異なっていて、問題があったということか。

◇ 福岡では、裁判所が弁護士会との協議を進め、平成3年に「民事訴訟手続の審理充実・促進のための福岡方式」が策定され、この福岡における運用上のローカルルールは、弁護士会との共通認識のもと策定された、当時では斬新的なものということもあって全国的に評判となって、民事訴訟法の改正にも繋がったものである。新福岡プラクティスについても、本格改訂とは言っても、従前のルールの内容を整理して、更に充実させたものにしたという趣旨で、基本的な方向性は変わっていない。民事訴訟の審理の充実に向けた取組は各地で行われているが、福岡における取組では裁判所と弁護士会とで議論しながら作り上げていくといった点が特徴的で最も良いところである。まずは、新福岡プラクティスを実践して検証していく必要がある。成果が出れば、必要に応じて全国へ情報発信していき、これもまた望ましい運用として全国に広がっていくことを願っている。

○ 代理人が他県の弁護士会に所属している場合や、いわゆる本人訴訟の場合の対応はどうなるのか。

◇ 新福岡プラクティスは、直接は福岡地裁と福岡県弁護士会で策定したものだが、本来的に民事訴訟のあるべき運用の姿をまとめたものでもあることから、他県の弁護士会に所属する代理人に対してもこの運用への協力を依頼したり、当事者本人にも可能な範囲で協力してもらっている。

◎ 弁護士の立場からも、事情説明表を基に事件を選別することによって、例

えば和解による解決を目指すのか否かといった当事者のニーズに応じて解決を図ることができ、有用である。

- 民事訴訟事件の専門性が高まっていることに対して、弁護士はどのように対応しているのか。
- ◎ 弁護士会においても専門性へのニーズは高くなっている。弁護士自身が必ずしも精通していない分野については、その分野に精通している弁護士を紹介することもある。

(2) 消費生活センターとの連携について

(藤井亮子副委員長から別紙2に基づき消費生活センターの現状等について説明)

- 消費者相談業務に関する資格には、どのようなものがあるのか。
- △ 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントといったものがある。消費生活専門相談員とは、独立行政法人国民生活センターが認定する公的な資格であり、全国で約4300人、うち福岡県消費生活センターには13人いる。消費生活アドバイザーとは、財団法人日本産業協会が主に企業内の消費者部門での人材育成や活用等を目的として資格を与えるものであり、消費生活コンサルタントとは、財団法人日本消費者協会が消費者問題の専門家を養成する講座の修了者に資格を与えるものである。
- 農業に携わる者としては、消費者安全法施行以来、農作物に関する品質表示が徹底されるようになったと実感している。
- 相談員の仕事をしていると、人間不信になるといったことはないのか。
- △ 人間不信になるといったことはない。法教育をしっかりとやれば、相談の多くは寄せられなくなってくると思うし、契約の基本的なルールもきちんと教えるべきであると考えている。契約の基本的なルールを教えることで、例

例えば、「アダルトサイトで無料動画のダウンロードをクリックしたら会員登録されたとの表示が出て料金を請求されたがどうしたらよいか。」といった相談などは減ってくるであろう。

(3) 裁判員経験者による意見交換会について

(総務課長から裁判員経験者による意見交換会の実施状況等について説明)

- 裁判所や弁護士会では、被告人に対するアンケートを行うことは考えていないのか。
- ◎ 弁護士会では検討しているが、その実施の是非については様々な意見があるところである。
- 少なくとも死刑が求刑された事件については、被告人も評議の内容を知りたいのではないか。
- ◎ 一般論として評議の内容をオープンにすべきといった議論はあると思うが、基本的に、制度の改善については、法曹三者で検討していくべきものではないかと思われる。
- 裁判員経験者に対するメンタル面でのアフターケアはどうなっているのか。
- ◎ 裁判員経験者向けの相談サポートセンターが設置されており、すべての事件の裁判員に対してその連絡先等を記載した書面を交付している。

このほか、例えば遺体の写真を見てもらわなければならないときは事前に説明して心の準備をしてもらっており、また、裁判員の方には、「一人で判断を迫られるのではなく、裁判官と裁判員が一体となった一つのチームとして結論を出すことになる。」といった話をするなどして、心理的負担を和らげるよう配慮している。

- 裁判員制度に関する報道については、かつては裁判員の負担を軽減することばかりに集中していたが、「裁判員を経験して良かった。」という経験者

が多く、今では裁判員は「大変だけれど、やりがいがある。」という観点から報道すべきであると思っている。

- 今後も裁判員経験者による意見交換会を開催し、裁判員経験者の声も参考にしながら運用の改善を図っていきたいと思っている。

(4) 法教育に対するサポートの状況について

(総務課専門官から裁判所における情報収集の結果について、作間功委員から弁護士会における法教育の取組について説明)

- 法教育が充実してくると、社会も変わってくるであろう。

(5) 次回委員会（第28回）の予定

ア 日時

平成23年7月13日（水）午後1時30分

イ テーマ

民事事件受付事務の改善策についてなど